府令

○内閣府令第十二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条第一号及び第二百七十一条の二十八の二第一号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二第一項中「（第一号から第七号までに掲げる額にあっては、少額短期保険業者に係るものを除く。）」を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額

第二百十条の十一の三第一項中「（第一号から第七号までに掲げる額にあっては、少額短期保険業者に係るものを除く。）」を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）の法第百三十条第一号に係る細目の項九中「一から八まで」を「一から九まで」に改め、同項九を同項十とし、同項八を同項九とし、同項七の次に次のように加える。

八　第八十六条の二第一項第八号に規定する額

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））の法第二百七十一条の二十八の二第一号に係る細目の項九中「一から八まで」を「一から九まで」に改め、同項九を同項十とし、同項八を同項九とし、同項七の次に次のように加える。

八　第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額

附　則

この府令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令・財務省令第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十二条第二項の規定に基づき、保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は連結貸借対照表の資産」を「の資産」に改め、「第五十九号」の下に「。以下この項において「財務諸表等規則」という。」を加え、「第七条第二項」を「以下この項において同じ」を、「控除した額とする。次項において同じ。）」の下に「又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）」を加え、同条第三項中「保険会社の貸借対照表」の下に「の資産の部に計上されるべき金額の合計額」を加える。

第四条第五項中「「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」」を「保険会社の貸借対照表」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）」とあるのは「同じ。）」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」に改める。

第五条第四項中「「保険会社の」とあるのは「引受社員の」と、」を削り、「「貸借対照表計上額と帳簿価額の差額又は連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額」」を「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「資産の貸借対照表計上額」とあるのは「資産の日本における保険業の貸借対照表計上額」と、「同じ。）又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）」とあるのは「同じ。）」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」に改める。